

協 約 書

株式会社鶴丸商店は日本海員組合戸畑支部と左の事項を協定す

一、社船乗組普通船員の労働條件は總て兩者協議の上決定し一方的意志に因る改廢は是を無効とす

一、社船乗組普通船員は日本海員組合員に非されは使用せず

右の通り協約し本覺書は二通作製し双方各一通分有するものとす

昭和十年五月一日

株式会社鶴丸商店社長 鶴丸 廣太郎

日本海員組合戸畑支部長 久保田 長一郎

發第一三五號

昭和十年七月十七日

福岡出張所長 清 進

情報別紙の通り御送付申上候